「東日本大震災」の被災者の方々に対する契約者貸付の特別取扱について

この度の地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長 渡邉 光一郎)は、今回の地震で被害を受けられた方々を支援するため、契約者貸付金に対する特別金利の適用(利息の減免)期間を延長いたします。

記

■ 契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の減免)について

契約者貸付に対する利息について、以下のとおり、お取り扱いさせていただきます。

*契約者貸付は、第一生命カードをお持ちの場合、ゆうちょ銀行 ATM・セブン銀行 ATM・電話・インターネット等からもお手続きいただけます。

7 17 4 4 2 3 1 4 April 2 3 1 7 6	
対象のご契約	災害救助法適用地域(※1)に居住されている被災ご契約者がご加入の個人保険・個人年金保険契約(ただし、変額保険および変額年金保険を除く)
金利	年 1.5%
特別金利適用上限	原則として契約者貸付金額100万円まで ※契約者貸付金は、解約返戻金の一定割合以内となります(商品やご契 約内容によりお貸し付けできない場合がございます)。
特別金利適用期間	平成23年12月31日まで (※2)
貸付受付期間	平成23年12月31日まで (※3)

- ※1 大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都やその他一部の地域を除く。
- ※2 特別金利適用期間経過後(平成24年1月1日以降)は、通常利率が適用されます。
- ※3 営業日ではない場合、契約者貸付を受付できないことがあります。

【お客さまからのお問い合わせ先】

震災対応専用ダイヤル 0120-811-255

受付時間 月~金曜 9:00~18:00 土・日・祝日 9:00~17:00